



産業廃棄物処理計画書

平成28年 6月 7日

枚方市長 殿

提出者

住 所 大阪府大阪市西区靱本町1-11-7

氏 名 株式会社T・K関西支店
執行役員専務支店長 和田 誠

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6446-5880

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社T・K関西支店
事業場の所在地	大阪府大阪市西区靱本町1-11-7
計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	平成26年度元請完成工事高 1,808,000千円 関西支店分
③従業員数	関西支店 77名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事 がれき類は再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化。 木くずは再生処理業者に委託し、チップとして再資源化。 道路建設工事 がれき類は再生処理業者に委託し、骨材として再資源化。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	1929 t	51 t
(これまでに実施した取組) 排出量を抑制した計画の提案。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	1000 t	t
(今後実施する予定の取組) 排出量を抑制した計画の提案。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）木くずの確実な 分別を行い、保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組の継続。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

混合廃棄物			
4.4 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状		【前年度（ 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状		【前年度（ 27 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	1417 t	t
(これまでに実施した取組)				
②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	1000 t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(27年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	512 t	51 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	512 t	51 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	t	t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物を分別し、再生処理業者に委託処理。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

混合廃棄物			
4.4 t	t	t	t
t	t	t	t
4.4 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	1000 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	
	再生利用業者への処理委託量	1000 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストの推進			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	関西支店 執行役員専務支店長 和田 誠
廃棄物担当	組織名 品質環境部 組織人数 2人
役 割	支店品質環境委員会 1. 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で、必要な事項を検討する。 委員長 支店長 委員 関連部署長 事務局 品質環境部長
	廃棄物処理統括責任者 1. 廃棄物処理方針の策定 2. 支店の廃棄物管理規定の策定・改廃 3. 廃棄物処理に関する検討事項の決定、承認
	廃棄物管理部長 (作業所長) 1. 廃棄物処理計画の作成 2. 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 3. 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 4. 処理業者、再生利用業者の選定、調査、管理 5. 委託契約書の締結 6. 産業廃棄物管理票の交付、管理 7. 監督官庁への各種報告 8. 社員、関連会社に対する教育啓発 9. その他関係する事項

廃棄物管理組織図

